

条例の対象施設一覧表

公共的施設（整備が必要な施設）		特定公共的施設 (届出が必要な施設)	
建築物	社会福祉施設	老人福祉施設、児童福祉施設その他これらに類するもの	全てのもの
	医療施設	病院、診療所、助産所	300㎡以上
	官公庁施設	国、地方公共団体等の施設で不特定かつ多数の者の利用に供するもの	全てのもの
	教育施設	学校（学校教育法第1条に規定する学校）	全てのもの
		専修学校、各種学校その他これらに類する施設	500㎡以上
	文化施設	図書館、美術館、博物館その他これらに類する施設	全てのもの
	宿泊施設	ホテル、旅館、簡易宿所	500㎡以上
	娯楽施設	劇場、観覧場、映画館、演芸場等の興業場	500㎡以上
		マージャン屋、パチンコ屋、ゲームセンター、カオカボックスその他これらに類する遊戯施設	
	集会施設	集会場、公会堂その他これらに類する集会施設	全てのもの
	展示施設	展示場	1,000㎡以上
	スポーツ及びレクリエーション施設	体育館、ボウリング場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場、ダンスホールその他これらに類する施設	1,000㎡以上
	環境衛生施設	公衆浴場	500㎡以上
		公衆便所、火葬場	全てのもの
	公益事業を営む店舗等	電気、電気通信、ガス等の公益事業を営む店舗	300㎡以上
		社会福祉協議会、商工会議所その他の公共的団体の事務所	
	金融機関等の店舗	銀行、信用金庫、証券会社等の金融機関の店舗	300㎡以上
	物品販売業を営む店舗	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	500㎡以上
	飲食店等	飲食店、喫茶店、料理店、その他これらに類するもの	500㎡以上
	サービス業を営む店舗等	郵便局、簡易郵便局	全てのもの
		理髪店、クリーニング取次店、質屋、旅行代理店その他これらに類するサービス業を営む店舗	500㎡以上
	自動車車庫	一般公共の用に供される自動車車庫（機械式駐車場を除く）	500㎡以上
	自動車教習所等	自動車教習所又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの	500㎡以上
複合施設	複合施設	1,000㎡以上	
共同住宅等	共同住宅(1棟あたりの戸数が51戸以上のもの)等	全てのもの	
地下街等	地下街等	全てのもの	
事務所	事務所の用に供するもの	2,000㎡以上	
工場	工場の用に供するもの	2,000㎡以上	
建築物以外	公共交通機関の施設	駅舎、バスターミナル、空港、港湾の旅客施設（建築物以外のもの）	全てのもの
	道路	道路（道路法の道路）	全てのもの
	公園等	都市公園、児童遊園、港湾緑地、動物園、植物園	全てのもの
		上記施設に類する公園、遊園地等（敷地面積が2,500㎡以上のもの）	全てのもの
路外駐車場	駐車場法の駐車場（建築物以外のもの）	500㎡以上	

※以下の施設は届出義務の対象外

- ・バリアフリー法第8条第1項、第10条第1項、第11条第1項、第13条第1項又は第14条第1項の規定の適用を受ける公共的施設(例：床面積の合計が2,000㎡以上の特別特定建築物等)〈規則第4条、6条〉
- ・国、県、市町等が新築等しようとする場合の特定公共的施設〈条例第28条第1項〉